

令和8年度

委託番号 第 508 -451号

いなべ整理所除草業務委託仕様書

工事数量総括表

工事数量総括表

		工事名 いなべ整理所除草業務委託			当初		事業区分 公園緑地整備・改修	
							工事区分 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
施設整備			式		1			
敷地除草			式		1			
敷地除草工			式		1			
除草工			式		1			
直接工事費			式		1			
共通仮設費			式		1			
共通仮設費（率計上）			式		1			
純工事費			式		1			

工事数量総括表

工事名		いなべ整理所除草業務委託			当初		事業区分	公園緑地整備・改修
							工事区分	共通仮設費
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
現場管理費			式		1			
工事原価			式		1			
一般管理費等			式		1			
工事価格			式		1			
消費税相当額			式		1			
工事費計			式		1			

数量計算書

特 記 仕 様 書

特記仕様書

- 1 業務名 令和8年度 いなべ整理所除草業務委託
- 2 委託期間 契約締結の日から令和8年11月30日
- 3 業務施行場所 いなべ市北勢町東貝野454 三重県埋蔵文化財センターいなべ整理所
- 4 見積提出期限 令和8年5月29日（金） 午後1時まで
- 5 業務概要
 - (1) 業務日 契約期間内に2回（1回目は7月頃、2回目は10月末～11月上旬）
 - (2) 業務時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分内の適時
 - (3) 人員 数名
 - (4) 業務内容
 - ・いなべ整理所敷地内の除草作業
 - ・除草作業に伴うごみの運搬および処理
- 6 業務内容
 - (1) 作業計画
 - ① 除草実施にあたっては、必ず実施前に監督員と打ち合わせおよび現地立ち会いを行い、承諾を得てから作業を行うこと。
 - ② 除草作業は、原則としてその日の作業区間について、後片付けおよび清掃まで完了させること。
 - ③ 除草作業中は、バリケード、セフティコーン、標識等を必要に応じて用い、周囲に対して安全を図らなければならない。なお、建物施設および配線配管類を損傷した場合は、受注者の責において補償等を行うこと。
 - ④ 除草作業中は飛び石に細心の注意を図るとともに、必要に応じて飛散防止幕等を用いて対策を講じること。なお、駐車車両および通過車両を損傷した場合は、受注者の責において補償等を行うこと。
 - (2) 除草作業
 - ① 除草は刈り残しのないよう行い、地上5cm程度に刈り取るもので、刈り取った草は片付けむらがないよう速やかに処理しなければならない。
 - ② 除草に先立ち、立竹木の伐採を行うとともに、空き缶等異物を除去しなければならない。
 - ③ 除草各回の実施後に、受託者立会いのもと現場確認を行うものとする。
 - (3) 出来高の確認資料
 - ① 現場写真は、施工の場所および規模が判別できるものとし、同一位置からの業務の着手前、作業中および完了後撮影したものを提出するものとする。
 - ② その他出来高の確認に必要な資料は、業務施工の都度正確に記入のうえ整備し、提出するものとする。

(4) 廃棄物の処理

業務施工に伴い発生する空き缶、刈り取った草木等の廃棄物は、受託者の責任において処理するものとし、処理にあたっては第三者への損害および公衆に迷惑をかけるようにしなければならない。

7 そ の 他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札停止等の措置を講じる。

添 付 図 面



※この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図を利用したM-GISにて作成したものです。

平面図

